

さくら市社会福祉協議会財政調整基金の 管理及び処分に関する規程

(設置の目的)

第1条 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の一般会計の財政を健全に維持するために、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、社協一般会計の決算剰余金の内から2分の1を下らない範囲内において積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

2 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運営益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、社協一般会計収入支出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(運用の条件)

第5条 会長は、一般会計に充当の必要が生じたときでない限り基金に属する現金を運用することができない。ただし、やむを得ない事由により歳入に著しい不足を生じた場合はこの限りでない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、財政調整基金の管理等に関して必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得て評議員会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。